

「農林物資規格調査会部会（平成２２年度第１回）」

意見陳述要旨

社団法人日本果汁協会

専務理事 土谷 三之助

- 1 当協会は、果汁及びその関連事業者１３８社を会員とする中央団体です。
- 2 果実飲料のＪＡＳ格付量は、１９８９年（平成元年）をピークとして続落傾向にあり、最近では前年比１０％を超える減少が続いております。特に、「果汁入り飲料」の減少に著しいものがあります。
- 3 このような状況の中で当協会では、昨年４月に農林水産省が「果実飲料のＪＡＳ規格」及び「りんごストレートピュアジュースのＪＡＳ規格」の見直し開始を公表して以降、両規格の中で見直しを要する事項について会員とともに鋭意検討し、調査し、整理するなど、多大な時間と経費を費やしてきたところです。
- 4 また、今回の「果実飲料のＪＡＳ規格改正案」につきましては、農林水産省及び農林水産消費安全技術センターの担当官と当協会との間で１０回近くにわたる協議を重ね、今年３月開催の消費者委員・有識者委員等による「検討委員会」の検討を経て取りまとめられる一方、「りんごストレートピュアジュースのＪＡＳ規格」については、改正を必要としない旨の結論が得られたものと理解しております。
- 5 今回の「果実飲料のＪＡＳ規格改正案」において、業界から改正を要望した主な事項とその理由を３点ほど紹介しますと、次のとおりです。

- (1) 「ぶどうジュース（ストレート）」の規格中、「揮発性酸度」の基準を「０.４g／kg」から「０.５ g／kg」に引上げること。

【理由】

国内で生産されたコンコード種やデラウェア種、キャンベル種等の健全なぶどう果実を搾汁しても、この基準を上回る事例が多いためです。

- (2) 「果実ジュース」及び「果汁入り飲料」等の規格中、「食品添加物」の「強化剤」に係る物資名の列記を止めること。

【理由】

食品衛生法で認められた“食品の栄養価向上を目的とした添加物”である強化剤について、17種類のみに限定することは論理的でなく、この17種以外の強化剤も使用できるようにすることにより、当該果実飲料の魅力を、より以上に付与することができるためです。

- (3) 「果汁入り飲料」の規格中、「食品添加物」の「酸味料」、「増粘安定剤」及び「甘味料」に係る物質名の列記等を止めること。

【理由】

- ① 果実飲料の中で、果汁分が10%から20%までの製品が大半を占める「果汁入り飲料」ほど商品交代の著しいものではありません。
 - ② 事業者は、「果汁入り飲料」の新商品の開発に日々努力を傾注していますが、開発された新商品に使用した食品添加物が食品衛生法上使用が認められているにもかかわらず、JAS規格のリストに無い場合には、JASマークを付したくても付すことができなくなってきました。
 - ③ このため、JAS規格が現状のまま、あるいは現状よりも厳しく設定されますと、早晩、「果汁入り飲料」のJAS製品が市場から消えてしまうおそれが濃厚であります。
 - ④ 事業者は、「果汁入り飲料」の製造において、闇雲に食品添加物を使用しようとしているわけではなく、当該飲料の品質の安定を保持するとともに、消費者に魅力ある飲料を提供すべく、必要最小限の種類と量をもって製造しております。
 - ⑤ 以上の理由から、「食品添加物」の「酸味料」、「増粘安定剤」及び「甘味料」に係る物質名の列記等を止めていただきたい。
- 6 なお、JAS製品は、成分規格もさることながら、その製品が法令で定める基準に適合した施設・設備や有資格者等の下で製造され、消費者に提供されていること自体に、より大きな意義があると考えます。
- 7 JAS調査会委員各位並びに農林水産省におかれましては、以上の諸点をご理解の上、現在の「果実飲料のJAS規格改正案」を認めて頂きたいと思っております。

以上